

知識財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示

[施行 2019. 1. 21.] [関税庁告示第 2019-1 号、2019. 1. 14. , 一部改訂]
関税庁(特殊通関課)、042-481-7638

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この告示は「関税法」第 235 条により知識財産権を保護するために知識財産権関連物品の輸出入通関に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(定義) この告示で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. “知識財産権”とは「関税法」(以下“法”という)第 235 条第 1 項各号による知識財産権をいい、専用使用权または専用実施権を含む。
2. “侵害物品”とは法第 235 条第 1 項各項のいずれかに該当する知識財産権を侵害した物品をいう。
3. “侵害疑心物品”とは物品の性状、デザイン、包装状態等を考慮して侵害物品だと認めるに値する合理的な疑いがある物品をいう。
4. “知識財産権保護申告”とは法第 235 条第 2 項により該当知識財産権に関する事項を税関長に申告することをいう。
5. “輸出入者等”とは単純に輸出入申告等を代行する者を除いた荷主を意味することで輸入申告前の物品においては B/L 上の荷受人(実荷主が分かる場合には実荷主をいう)、輸入申告された物品においては納税義務者、輸出申告物品においては輸出者または製造者をいう。ただし、第 6 条により輸出入者等を代理する場合には代理人を含む。
6. “知識財産権情報システム”とは第 1 号のいずれかに該当する知識財産権の申告、侵害疑心物品に対する知識財産権権利者意見照会、侵害物品識別要領に対する情報等を共有するシステムをいう。

第 3 条(適用の排除) ①「関税法施行令」(以下“令”という)第 243 条により法第 235 条第 1 項の適用が排除される物品は品目当たり 1 個、全体 2 個に限る。

②第 1 項により適用が排除される物品のバラ販売が可能だがセットで販売される物品である場合にはそのセットを構成する単位物品を基準に品目の数を適用する。

第 4 条(知識財産権侵害行為) 法第 235 条第 1 項により次の各号の行為をするときには知識財産権を侵害する行為とみなす。

1. 「商標法」第 108 条第 1 項第 1 号に該当する行為
2. 「著作権法」第 124 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に該当する行為
3. 「植物新品種保護法」第 84 条第 1 号及び第 2 号に該当する行為
4. 「農水産物品質管理法」第 36 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当する行為
5. 「特許法」第 127 条第 1 号及び第 2 号に該当する行為
6. 「デザイン保護法」第 114 条に該当する行為

第 5 条(商標権侵害とみなさない場合) ①該当商標に対する権利のない者が該当商標を適法するよう使用する権利を持った者により生産された物品を輸入する場合として次の各号のいずれかに該当する時には商標権

を侵害したこととみなさない。

1. 国内外商標権者(国内商標権者が専用使用権を設定した場合には専用使用権者をいう。以下、この条で同じ)が同一人かまたは系列会社関係(株式の30%以上を所有しながら最多出資者である場合)、輸入代理店関係等同一人とみなす関係がある場合(以下“同一人関係”という)

2. 国内外商標権者が同一人関係ではないのに国内商標権者が外国で生産された真正商品(外国商標権者の許諾を得て生産された真正商品を含む。以下同じ)を輸入したり販売する場合

3. 国内商標権者が輸出した物品を国内へ再び輸入する場合

4. 外国商標権者の要請により注文製作するために見本品を輸入しながら、それに関する立証資料を提出する場合

5. 商標権者が処分制限のない条件で譲渡担保提供した物品を該当商標に対する権利なき者が輸入(法第240条により輸入が擬制される場合を含む。以下同じ)する場合

②第1項にもかかわらず国内外商標権者が同一人ではないのに国内商標権者が該当商標の附着された指定商品を次の各号のいずれかのように製造のみする時には商標権を侵害したこととみなす。

1. 全量国内で製造する場合(国内注文者商標付着方式製造を含む)

2. 海外で注文者商標付着方式で製造し輸入する場合。ただし、注文者商標付着方式で製造する外国製造者が国外商標権者から該当商標の使用許諾を受けた場合にはその限りではない。

3. 国内商標権者が該当商標の附着された部分品を輸入し組立てたり、一部加工したのち輸入された部分品とHS6単位3番が異なる完成品を生産する場合

③国内商標権者が該当商標の附着された指定商品を輸入しかけ、輸入を中断し製造のみする場合には次の各号のいずれかに該当するときから第2項により侵害とみなす。

1. 過去には輸入のみしたが輸入を中断し製造のみする場合には製造施設を備えて製造を始めた事実を第10条第1項の委託機関の長に申告した時

2. 過去には輸入と製造を並行したが輸入を中断し製造のみする場合には輸入を中断した事実を第10条第1項の委託機関の長に申告した時

④国内商標権者が通常使用権者等の該当商標使用契約をした者が輸入する真正商品の輸入を許諾したり同意し、輸入者が別紙第1号書式の商標使用許諾事項申告書または別紙第2号書式の輸入通関同意書を税関長に提出した時には商標権を侵害しないこととみなす。この場合、許諾または同意以後の商標権利のない者が輸入する同一指定商品に対して許諾または同意の効力が及ぶ。

第6条(知識財産権保護手続きの代理) ①知識財産権権利者または輸出入者等から権限の委任を受けた代理人は法第235条及び令第237条から第242条までの規定による権利保護申告・変更・更新、通関保留または留置(以下‘通関保留等’という)要請、担保提供、検査及び見本採取、輸出入申告受理要請等の知識財産権保護手続きと関連する業務を代理することができる。

②第1項による代理業務を遂行しようとする者は税関長に知識財産権権利者または輸出入者等から正当に権限の委任を受けたことを立証する別紙第3号書式の委任状を提出しなければならない。

第7条(税関公務員の免責) 税関公務員はこの告示を執行するにおいて善意で取られた措置に対しては世界貿易機構(WTO)「貿易関連知識財産権に関する協定(TRIPs)」第48条及び第58条により故意または重大な過失がなければ賠償責任を負わない。

第8条(取得情報の使用制限) 知識財産権権利者と輸出入者等は知識財産権保護業務と関連して税関から取得した情報は知識財産権侵害に対する法的措置の目的のみに使わなければならない。

第9条(期間及び期限の計算) この告示による期間及び期限の計算は次の各号に該当する場合を除いて法第8条に従い、官公署の公休日に関する規定による公休日及び勤労者の日は算入しない。

1. 第11条による申告有効期間は「民法」による。

2. 第10条第2項各号による知識財産権申告書処理期間、第20条第2項による輸出入申告受理等の可否決定期間は「民願処理に関する法律」による。

第2章 権利保護申告

第10条(知識財産権の申告) ①関税庁長は令第288条第8項により知識財産権の申告書受付及び補完要求業務を社団法人貿易関連知識財産権保護協会(以下“知識財産権保護協会”という)の長に委託して運営する。

②法第235条第2項により知識財産権を申告しようとする者は次の各号に該当する書類を知識財産権保護協会長に提出するかまたは知識財産権情報システムを通じて電子文書で提出しなければならない。

1. 商標権

- イ. 商標権(専用使用权)申告書(別紙第4号書式)1部
- ロ. 商標登録原簿の写本1部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者等、侵害関連資料(該当する場合に限る)
- ニ. 代理申告の場合、委任状(別紙第3号書式)
- ホ. その他に偽造商品識別のための資料(真正商品のカタログ、写真、偽造商品識別方法等)及び参考資料
- ヘ. 第5条商標権侵害可否判断関連立証書類

2. 著作権、著作隣接権(以下“著作権等”という)

- イ. 著作権等申告書(別紙第5号書式)1部
- ロ. 著作権等登録証の写本1部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者等、侵害関連資料(該当する場合に限る)
- ニ. 代理申告の場合、委任状(別紙第3号書式)
- ホ. 著作権等に対する国内または国外使用契約内容及び立証書類
- ヘ. 著作物写真等(電算ファイルを含む)
- ト. その他に不法複製物識別のための資料(著作物等のカタログ、不法複製物識別方法等)及び参考資料

3. 品種保護権

- イ. 品種保護権(専用実施権)申告書(別紙第6号書式)1部
- ロ. 品種保護権登録原簿の写本1部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者、物品名、商標名等、侵害関連資料(該当する場合に限る)
- ニ. 代理申告の場合、委任状(別紙第3号書式)
- ホ. 品種保護権に対する国内または国外使用契約内容及び立証書類
- ヘ. その他に侵害物品識別のための資料(真正商品のカタログ、写真、侵害物品識別方法、DNA分析資料

等)及び参考資料

4. 地理的表示権及び地理的表示(以下“地理的表示権等”という)

- イ. 地理的表示権等申告書(別紙第7号書式)1部
- ロ. 地理的表示登録証の写本1部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者等、侵害関連資料(該当する場合に限る)
- ニ. 代理申告の場合、委任状(別紙第3号書式)
- ホ. 地理的表示権等に対する国内または国外の正当な輸出入者等であることを証明する内容及び立証書

類

- ヘ. その他に侵害物品識別のための資料(真正商品のカタログ、写真、侵害物品識別方法等)及び参考資料

5. 特許権

- イ. 特許権(専用実施権)申告書(別紙第8号書式)1部
- ロ. 特許登録原簿の写本1部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者、品名・規格・商標名等の侵害関連資料(該当する場合に限

る)

二. 代理申告の場合、委任状(別紙第3号書式)

ホ. その他に侵害物品識別のための資料(真正商品のカタログ、写真、侵害物品識別方法等)及び参考資料

6. デザイン権

イ. デザイン権(専用実施権)申告書(別紙第9号書式)1部

ロ. デザイン登録原簿の写本1部

ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者、品名・規格、商標名等、侵害関連資料(該当する場合に限る)

二. 代理申告の場合、委任状(別紙第3号書式)

ホ. その他に侵害物品識別のための資料(真正商品のカタログ、写真、侵害物品識別方法等)及び参考資料

③知識財産権保護協会長は第2項による申告がある場合、申告書の記載事項と添付資料を確認した後、異常がない場合、直ちに該当申告事実を知識財産権情報システムに入力し、その結果を別紙第10号書式の知識財産権申告書処理結果通報書で申告人に知らせ、月別業務実績を関税庁長に報告しなければならない。ただし、知識財産権情報システムを通じて申告した場合、申告人に対する受付通報は電算通報に代えることができる。

④知識財産権保護協会長は第2項による提出書類の補完が必要な場合には申告人に補完を要求することができる。

⑤税関長は第1項による知識財産権の申告を受付した後、申告の適正性を期するために、次の各号のいずれかに該当する知識財産権申告について審査をしなければならない。

1. 商標権申告のうち第5条の商標権侵害可否判断関連事項

2. 第10条第2項各号の侵害の可能性がある輸出入者、海外供給者等の侵害関連資料

⑥知識財産権の申告内容に変更がある場合、知識財産権の申告人はその変更日から30日以内に該当知識財産権申告書に変更内容を作成し知識財産権保護協会長に提出しなければならない。

⑦税関長は知識財産権を申告した者が知識財産権に関する内容を事実と異なって申告したことを確認した時には遅滞なく輸出入申告受理等、必要な措置をすることができる。

⑧税関長は第6項の措置をした場合、関税庁長及び知識財産権保護協会長にその事実を報告(通報)し、通報を受けた知識財産権保護協会長は権利保護申告効力中止等、必要な措置をしなければならない。

第10条の2(情報の活用) 第10条第5項による審査を遂行する税関長は第5項第2号に該当する侵害関連資料を検討し、効率的な知識財産権保護のために必要と認められる場合には関税庁長に輸出入等、C/S登録を要請することができる。

第11条(申告有効期間及び更新) ①第10条による権利保護申告は同条第3項により通報をした日から効力が発生する。

②権利保護申告の有効期間は10年とする。ただし、知識財産権の存続期間が10年以内に満了する場合には存続期間満了日までとする。

③第2項による有効期間を更新しようとする者は有効期間満了日2ヶ月前から10日前まで知識財産権申告書を知識財産権保護協会長に提出し更新申請しなければならない。更新による新しい有効期間は当初有効期間満了日の翌日から始める。

④第2項にもかかわらず知識財産権の侵害可能性がある輸出入者等に対する申告の有効期間は1年とする。ただし、知識財産権保護協会長に知識財産権申告書を提出し延長申請することができ、延長期間は1年ずつ延長するが最大延長期間は申告書の有効期間内とする。

第12条(申告効力の喪失) 関税庁長に申告した知識財産権が次の各号のいずれかに該当する事由が発生した時にはその該当する日から申告の効力を喪失する。

1. 関連法令により登録された権利が取消または無効、抹消が確定された時

2. 関連法令により申告者の知識財産権権利者としての資格が喪失された時

3. 権利保護申告書内容が事実と異なって申告されたことが確認された時
4. 権利保護申告者が申告撤回を申請し受理された時

第3章 通関保留要請等

第13条(侵害疑心物品輸出入申告等の事実通報) ①税関長は法第235条第3項各号の物品が法第235条第2項により申告された知識財産権を侵害する疑いがある時には該当物品の輸出入、積替え、複合積替え、保税区域搬入、保税運送または法第141条第1号による一時揚陸(以下“輸出入等”という)の申告事実を知識財産権の申告した者及び輸出入者等に別紙第11号書式の税関申告権利侵害疑心物品輸出入等事実通報書で各々通報しなければならない。

②税関長は知識財産権権利者が関税庁長に知識財産権を申告しない場合にも、輸出入等申告された物品が関連法令により適法に登録された権利を侵害したと疑われる時には、輸出入等の事実を輸出入者等及び知識財産権権利者に別紙第12号書式の知識財産権侵害疑心物品輸出入等事実通報書で各々通報することができる。

第14条(知識財産権権利者通関保留等要請) ①第13条による通報を受けた知識財産権権利者または第6条による代理人(以下“知識財産権権利者等”という)は別紙第13号書式の知識財産権侵害物品通関保留等要請書(I)に別紙第13号の2書式の知識財産権権利者鑑定書及び侵害証憑資料等を添付し通関保留等を要請することができる。

②第1項による要請書の提出期限は次の各号の区分による。

1. 第13条第1項に該当する場合：通報を受けた日から7日以内(腐敗しやすい物品等、税関長が緊急だと認める物品は5日以内)

2. 第13条第2項に該当する場合：通報を受けた日から5日以内

③知識財産権権利者等は第1項による通関保留要請時、令第241条により税関長に課税価格の100分の120に相当する金額(「租税特例制限法」第5条第1項による中小企業人の場合には100分の40)を担保として提供しなければならない。この場合、第13条第1項による通関保留要請時、提供する担保は令第11条による包括担保としてすることができる。

第15条(輸出入者等の意見提出) ①第13条による通報を受けた輸出入者等は、税関長へ該当の知識財産権を侵害しなかったことを召命する証拠や資料を提出することができる。

②第1項の提出期限は次の各号の区分に従う。

1. 第13条第1項に該当する場合：通報を受けた日から7日以内(腐敗しやすい物品等、税関長が緊急だと認める物品は5日以内)

2. 第13条第2項に該当する場合：通報を受けた日から5日以内

第16条(通関予定物品の権利侵害予防のための通関保留等の要請) ①法第235条第1項各号に該当する知識財産権の保護を受けようとする知識財産権権利者等が侵害疑心物品の通関から自身の権利の保護を受けるために事前に税関長に通関保留等の要請をしようとする場合には、別紙第14号書式の知識財産権侵害物品通関保留等要請書(II)に侵害証憑資料を添付し侵害疑心物品輸出入等申告予定地の税関長に提出しなければならない。この場合、申告予定地の税関があちこちである時にはその要請書に該当税関を共に記載し提出することができる。

②知識財産権権利者等は第1項による通関保留要請時、令第241条により課税価格の100分の120に相当する金額(「租税特例制限法」第5条第1項による中小企業の場合には100分の40)を担保として提供しなければならない。

③税関長は第1項により通関保留等をする税関と担保の提供を受けた税関が異なる時には通関保留等をする

前に該当税関に担保を提供するように措置しなければならない。この場合、当初提供した担保は解除することができる。

④税関長は第1項による要請書を受付し知識財産権権利者等の侵害主張が妥当であるか否か等を審査した後、妥当だと認められる場合には該当要請事実を知識財産権情報システムに入力し、輸出入等 C/S 登録し管理しなければならない。申告予定地の税関があちこちにある場合にはその要請事実を該当税関にも通報しなければならない。申告を受けた税関長は輸出入等 C/S 登録し、管理しなければならない。

⑤第1項による要請は該当物品が次の各号のいずれかに該当する日の20日以前から輸入申告受理等の措置をする前までにしなければならない。

1. 輸入物品の場合、国内搬入予定日
2. 輸出物品の場合、輸出申告予定日
3. 積替え・複合積替え及び保税区域搬入物品の場合、保税区域搬入予定日
4. 保税運送物品の場合、保税運送申告予定日
5. 一時揚陸物品の場合、一時揚陸申告予定日

⑥税関長は第1項による要請書を受付し、第5項各号による予定日まで輸出入等の申告が成り立たない時には通関保留等、要請人に担保解除申請等の必要な措置をするよう通報しなければならない。ただし、通関保留等要請人が担保を継続して提供するという意思を表示した場合には、第5項の予定日は10日間延長されたことと見なす。

第17条(通関保留等の措置) ①税関長は第14条と第16条による通関保留等の要請があつて特別な事由がなければ該当物品に対して通関保留等をしてしなければならない。

②税関長は輸出入等の物品に対して通関保留等をした時には直ちにその事実を別紙第15号書式の知識財産権侵害物品通関保留等の通報書で知識財産権権利者等及び輸出入者等に各々通報しなければならない。

③税関長は次の各号のいずれかに該当する場合には該当物品に対して輸入申告受理等の必要な措置をすることができる。

1. 関連法令により権利が無いと判決されるかまたは消滅する場合
2. 第14条による通関保留等の要請がない場合
3. 知識財産権権利者等が所在不明、受取拒絶等で連絡が不可能な場合
4. 法院で侵害しなかったと判決が確定されるかまたは知識財産権権利者が訴訟を取下げした場合
5. 腐敗・変質等の事由で通関保留等の解除に対する法院の決定がある場合
6. 担保提供時、明示された提供期間内に更新または延長していない場合
7. 送致依頼した結果、無嫌疑で決定した場合。但し、該当物品の侵害が明白な事実として明示されたことは除く。

第18条(侵害が明白な物品の通関保留) 税関長は輸出入等の申告された物品が次の各号のいずれかに該当し知識財産権を侵害したことが明白な場合には、法第235条第7項により通関保留等をし、知識財産権権利者と輸出入者等に別紙第16号書式の知識財産権侵害物品職権通関保留等の通報書で直ちに通報しなければならない。

1. 法院の確定判決がある場合
2. 権限ある機関(著作権委員会、貿易委員会等)の侵害可否に対する鑑定、判定・決定がある場合
3. 輸出入者等が侵害物品であることを書面で提出した場合
4. 物品の性状、包装状態、原産地、摘出国、申告金額等を総合的に判断し該当物品が知識財産権を侵害したことが明白だと税関長が認める場合

第19条(偽造部分品に対する通関保留等) ①真正商品に附着した偽造部分品に対しては侵害疑心物品に準じてこの告示を適用する。

②第1項により通関保留等にされた物品は輸出入者等が該当偽造部分品を除去したり、本物と取替えた場合ま

たは知識財産権権利者等が同意した場合には通関保留等を解除し通関を許容することができる。

第4章 侵害可否の審議等

第20条(輸出入者等による輸出入申告受理等の要請) ①輸出入者等が法第235条第5項各号のいずれかに該当されない物品として令第240条第1項により輸出入申告受理または留置解除(以下“輸出入申告受理等”という)を要請しようとする場合には令第241条により課税価格の100分の120に相当する金額(「租税特例制限法」第5条第1項による中小企業の場合には100分の40)の担保を提供し、別紙第17号書式の輸出入申告受理等の要請書で税関長に要請しなければならない。

②第1項の要請を受けた税関長はその事実を関税庁長と通関保留等の要請人に別紙第18号書式の輸出入申告受理等の要請事実通報書で直ちに報告(通報)し、要請を受けた日から15日以内に輸出入申告受理等の可否を決定しなければならない。

③第2項による通報を受けた知識財産権権利者等は通関保留等にされた物品の侵害事実に係わった立証資料等を税関長に提出することができる。

④税関長は輸出入申告受理等の可否に対する決定をした時には直ちにその事実を知識財産権権利者等と輸出入申告受理等の要請人に通報しなければならない。

第21条(関係機関の協議または専門家の意見の聞き取り) 税関長は次の各号のいずれかに該当し知識財産権の侵害可否を判断するために必要と認められる場合には特許庁、国立種子院等の関係ある機関または関連専門家に知財権の侵害可否意見照会をすることができる。この場合、税関長は意見照会をした事実を直ちに関税庁長に報告しなければならない。

1. 第17条による通関保留等の確認
2. 第20条による輸出入申告受理等の要請に対する審議

第22条(専門人材、検査施設及び情報提供要請) 税関長は輸出入等の申告された物品の知識財産権侵害可否を判断するために必要と認められる場合には該当知識財産権権利者等をして知識財産権に対する専門人材、検査施設または必要な情報を提供するように要求することができる。

第23条(検査及び見本採取) ①税関長はこの告示により輸出入等の事実を通報した物品または通関保留等にされた物品に対して知識財産権権利者等または輸出入者等から知識財産権侵害可否を確認するための検査及び見本採取の要請がある場合には営業秘密保護等の特別な事由がない限りこれを許容しなければならない。

②税関長は知識財産権権利者等から知識財産権侵害可否を確認するためのデジタル写真の提供要請がある場合、営業秘密保護等の特別な事由なく税関長が必要と認める場合にはデジタル写真を提供することができる。

第24条(知識財産権侵害等の決定審議会) ①税関長は次の各号のいずれかに対する審議のために必要と認められる場合、知識財産権侵害等の決定審議会(以下“委員会”という)を運営することができる。

1. 第17条による通関保留等の措置
2. 第20条による輸出入申告受理等の要請に対する審議
3. その他に委員長が必要と認めて付議する場合

②委員会は委員長を含み5人で構成するが委員長は通関担当局長または税関長が、委員は知識財産権に対する専門知識を有する6級以上の税関職員と2名以上の関税士、弁理士、弁護士等の該当分野の外部専門家で構成する。

③委員会の会議は在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員過半数賛成で議決する。

④委員会を構成した税関長は構成人員、審議内容及び結果等を直ちに関税庁長に文書で報告し、記録・管理し

なければならない。

第 25 条(送致依頼) ①税関長は輸出入等の申告された物品が次の各号のいずれかに該当する場合には「商標法」等の法令違反嫌疑で調査部署に送致依頼しなければならない。

1. 第 18 条により通関保留等をした場合

2. 第 33 条により滞貨公売及び国庫帰属予定物品に対して知識財産権侵害可否を確認した結果、侵害物品と確認された場合

②税関長は第 1 項により送致依頼する場合には別紙第 13 号の 2 書式の知識財産権権利者鑑定書、弁理士または専門鑑定人の鑑定書等、侵害事実を確認することができる書類を添付しなければならない。ただし、物品の性状・包装状態等を判断して侵害事実が明白な場合には送致依頼後鑑定書等の関連書類を事後に添付することができる。

第 26 条(侵害物品の返送及び申告取下げの制限) ①輸出入等の申告された物品が侵害物品であるか否かを確認する中や侵害物品である場合には返送または申告取下げすることができない。ただし、輸出入者等が侵害物品を国内に搬入しようとする意図がなかったことを証明し該当の侵害部分を除去した場合にはその限りではない。

②第 1 項のただし書にもかかわらず第 25 条により調査部署に送致依頼された場合には事件が終決されるときまで返送または申告取下げすることができない。

第 27 条(輸出入者等の要請による廃棄) 税関長は輸出入者等が別紙第 19 号書式の知識財産権侵害物品廃棄同意書を提出する場合には該当侵害物品を廃棄することができる。ただし、第 25 条により調査部署に送致依頼された場合には事件が終決されるときまで廃棄することができない。

第 5 章 担保管理

第 28 条(担保提供) ①税関長は提供を受けた担保が令第 241 条により算定した金額に達していない場合には直ちにその不足額を追加で提供させ超過する場合には直ちにその超過金額を返還しなければならない。

②担保提供者は担保提供当時に該当輸出入等の申告された物品の課税価格を知らない場合には推定金額を担保で提供することができる。

第 29 条(担保期間の延長) ①税関長は提供を受けた担保の担保期間満了日 20 日前まで担保提供者と相手方の関連当事者に別紙第 20 号書式の担保物更新・延長案内書で担保期間満了事実と担保期間を延長しない場合、通関保留解除等の措置をするという事実を通報しなければならない。

②担保を更新・延長しようとする者は別紙第 21 号書式の担保物更新・延長申込書を提出しなければならない。申請書類は郵便で提出することができる。ただし、現金担保を提供した場合には担保期間は継続更新・延長されたこととみなす。

第 30 条(担保解除) ①税関長は担保提供者が令第 241 条第 5 項により別紙第 22 号書式の担保解除申請書を提出するかまたは同条第 4 項による事実がある時には提供された担保を担保提供者に返還しなければならない。この時、担保解除申込書は郵便で提出することができる。

②税関長は第 1 項の担保解除申請がある場合には相手方の関連当事者に別紙第 23 号書式の担保解除申請事実通報書で通報しなければならない。

③税関長は第 2 項の通報を受けた知識財産権権利者等または輸出入者等が通報を受けた日から 10 日以内に担保提供者を相手に損害賠償請求に関する訴訟を法院に申立てたという事実を立証する資料を税関長に提出す

る場合には提供を受けた担保を返還することができない。ただし、やむを得ない事由で税関長に期間延長の要請をした場合、税関長は10日以内の期間を定めて提出期間を延長することができる。

第6章 補則

第31条(行政手続法の準用) ①税関長はこの告示による処理期間を適用するにおいて意見聴取期間、資料補完期間等は「行政手続法」第19条第5項により処理期間に算入しない。

②その他にこの告示適用に関連した送達等に関する事項は「行政手続法」を準用する。

第32条(法院提訴及び判決の効力範囲) 税関長は輸出入等の申告された物品の知識財産権侵害可否に対する法院の確定判決内容を第3者の輸出入等の申告された物品に適用することができる。

第33条(滞貨公売及び国庫帰属予定物品に対する知識財産権侵害可否の確認) 税関長は滞貨公売及び国庫帰属予定物品が知識財産権を侵害する恐れがあると認められる場合には該当の知識財産権権利者に侵害可否に対する確認を要請することができる。

第34条(関税庁長の業務指揮・監督) ①関税庁長は第10条第1項による委託機関に対して業務処理事項を指導・監督し必要な場合、指示をしたり是正措置を命ずることができる。

②委託機関に対する業務の指揮・監督等に関する事項のうち、この告示で別に定めない事項は「行政権限の委任及び委託に関する規定」または「関税庁長権限の委任及び運営に関する訓令」を準用する。

第35条(各種通報書の通報方法) ①税関長が知識財産権権利者等と輸出入者等に交付する各種通報書は模写転送し、その事実を別紙第24号書式の知識財産権侵害可否確認の輸出入等、事実通報書発送台帳に記録管理しなければならない。ただし、模写転送等が不可能な場合には電子メールまたは配達証明郵便で発送し、その事実を上の方帳に記録管理しなければならない。

②知識財産権権利者が知識財産権情報システムを利用する場合には、第1項による各種通報書を知識財産権情報システムを利用して転送する。

第36条(関連内訳の電算入力) 税関長は輸出入等の事実通報、通関保留等の要請事実、担保提供及び解除、通関保留等の決定及び解除決定、送致依頼等、この告示による措置をした場合にはこれを直ちに知識財産権情報システムに入力しなければならない。

第37条(見直しの期限) 関税庁長は「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」によりこの告示に対して2019年1月1日を基準とし毎3年になる時点(毎3年目の12月31日までをいう)ごとにその妥当性を検討し改善等の措置を講じなければならない。

付則 <第2019-1号、2019.1.14.>

この告示は2019年1月21日から施行する。

付則 <第2017-21号、2017.6.15.>

この告示は2017年6月16日から施行する。